アビガンの承認に関する再質問主意書

提出者

松原

仁

アビガンの承認に関する再質問主意書

ず、 薬の登場を切望する向きは、 ナウイルス対策の切り札として期待されるワクチンの接種が間もなく始まるものの、 1 我が国においても感染拡大が続いており、重症者数、死亡者数とも高い水準で推移している。 まもなお、 新型コロナウイルス感染症 医療現場はもとより、 (COVID-19) パンデミックの収束の見通しは立っておら 社会全体に存在している。 同感染症に対する治療 新型 コ 口

から、 安、 され、 ころであり、 アビガン錠二百ミリグラムについては、 国民生活 アビガンを服用 藤田医科大学医学部感染症科土井洋平教授において、 新型コ 0 閉塞感を改善するものと期待できる。 口 Ļ ナウイルス感染症の有効な治療薬として、 効果を実感したという声が一つや二つではない。 報道等により、 本職が聞き及ぶ中でも、 新型コロナウイルス感染症に有効であるよう周知 その有効性を肯認し得るとする発言があったと 重症化や死亡例を劇的に低減させ、 罹患した患者が重篤化 社会不 この不安

二部会において、 る法律に基づく承認申請に関する審議が行われ、 か るに、 アビガン錠二百ミリグラムについては、 令和二年十二月二十一日、 医薬品、 「現時点で得られたデータから、 医療機器等の 厚生労働省薬事 品質、 · 食品衛生審議会薬事分科会医薬品: 有効性及び安全性 その有効性を明確 の確 保等に関 に判断 す

することは困難」とし、 「現在実施中の臨床試験の結果等の早期の提出を待って再審議する」としている。

況にお Ł て同 する質問主意書」 つという政府の姿勢には疑問を抱かざるを得ない。 か か月延長した。 政府は今月二日、新型コロナウイルス感染状況の改善が十分でないとして、 かわらず、 月中の承認を目指す考えも表明していた」。 いて、 同質問主意書に対する政府の答弁は、 アビガン錠二百ミリグラムの一 第一で質問したように「安倍晋三前首相は、 国民の不安や社会・経済への影響が深刻化する中、 部変更承認申請は、 しか 本職の疑問を払拭するに足るものではなかった。 本職が令和三年一 Ļ 安倍前首相の 令和二年五月四 未だ結論が出されてい 月二十日提出の 申請企業の臨床試験の結果を座して待 同 発表 十都府県での緊急事態宣言を から九か 日の会見で、 「アビガンの承認に関 月が経過 ない。 アビガンについ こうした状 しているに

する答弁書」 政府による、 (内閣衆質二○四第一○号)を受けて、 令和三年一月二十九日 「衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する質問に対 次の とおり再質問する。

- アビガン錠二百ミリグラムの投与の実例と再審議について
- 1 ことは困難であ」るとあるが、 同答弁書には、 再審議となった理由 一部変更承認を申請した企業 は 「現時点で得られたデータから、 (以 下 「申請企業」という)以外に、 その有効性を明 確 に判 断 厚生

労働省が管轄する観察研究として、新型コロナウイルス感染症への効能・効果のためにアビガン錠二百

ミリグラムが投与された実例はないか。 また、 実例があるとすれば、その実例は何件か。

2 労働省薬事 前項の実例がある場合、その実例を、 ・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会」 令和二年十二月二十一日に開催された「令和二年度第八回厚生 の審議で考慮したか。また、 考慮していない

とすれば、どのような理由からか。

3 て如何。 前項で第1項の実例を考慮していない場合、 また、同資料としない場合、 それはどのような理由からか。 その実例は再審議の資料とすべきと考えるが、 政府とし

4 に、 ラムについて、 茂木敏充外務大臣は、 どの程度の量 「八十か国程度の国から依頼を受けている」旨の発言を行っていたが、 のアビガン錠二百ミリグラムを提供したか。 令和二年五月十二日の参議院外交防衛委員会において、アビガン錠二百ミリグ また、 提供していた場合、 実際に、 提供 どの国 した中

5 ガン錠二百ミリグラムの患者への投与に関する情報の提供を受ける旨の条件を付与しているか。 前 項において、 アビガン錠二百ミリグラムの提供を外国政府からの依頼に基づいて行った場合、アビ また、

で、

備蓄のものはどの程度であったか。

そのような条件を付与していなかったとした場合でも、 当該提供国から同情報の提供を受けていない

か。

6 第4項以外に、アビガン錠二百ミリグラムについて、海外において新型コロナウイルス感染症の治療

目的で投与された実例について、政府として把握していれば答えられたい。

7 たのか。 前項および第5項において、 また、考慮しなかったとしたらその理由は如何。 同実例があるとすれば、 承認申請に対する審査にあたり、それを考慮し

8 前項で第5項および第6項の実例を考慮していない場合、 その実例は再審議の資料とすべきと考える

が、

政府として如何。

また、

同資料としない場合、

それはどのような理由からか。

9 アビガン錠二百ミリグラムについては継続審議として再審議することになるものと思われるが、 不承

か。 認ではなく、 再審議 の判断はどのように示され、 再審議としたのはなぜか。 再審査の手続きはどのように進められるのか。 また、 再審議を判断する主体は誰で、 どのように判断される

「現時点で得られたデータから、 その有効性を明確に判断することは困難であ」る点について

アビガン錠二百ミリグラムは、 新型コロナウイルス感染症に対する「特効薬」として期待があり、

感染爆発の状況や、既に新型インフルエンザの効能・効果として承認されている点、ほかに代替手段が見

当たらない点といった利便性などをも考慮して、承認申請に対する審査を行うべきと考える。

- 1 アビガン錠二百ミリグラムの有効性の判断指標を示されたい。
- 2 C型肝炎訴訟において、有効性の判断指標は 「適応症の範囲・重篤性、これに対する治療効果の大き

医薬品の利便さ」 (東京地裁平成十九年三月二十三日判決) と判示されているが、 当該判決で指

1 された指標も、 ないとしたら、どのような理由からか。 アビガン錠二百ミリグラムの有効性の指標として考慮されているか。 また、

3 意味か。 アビガン錠二百ミリグラムについて、 「明確に判断することは困難」 というのは、 具体的にどういう

- 4 な場合に有効性があるのかという点、および、何が足りないかという点について議論を行ったか。 前述令和二年十二月二十一日の部会においてアビガン錠二百ミリグラムの有効性について、どのよう
- 5 で、 前述令和二年十二月二十一日の部会において、アビガン錠二百ミリグラムの有効性の判断を行う上 申請企業が行った単盲検試験が影響したと報道されているが、それは事実か。

考慮されて

6 試 行うことなく、単盲検試験を行うことについて、 :験を行った理由について把握しているか。また、 前項において、 通常治験において二重盲検試験が行われているとされている中で、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に事前相談を行 申請企業は、 通常行うとされている二重盲検試 申請企業が単盲検 験を

7 容について、 前項に関連して、 通常、 医薬品 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に事前相談は行われているか。 の承認申請を行う企業が実施する治験について、 治験の実施方法等、 政府として把 治験内

ったか。政府として把握していれば答えられたい。

握していれば答えられたい。

8 関する法律」第十四条第二項第三号ロ ガン錠二百ミリグラムの安全性については、 アビガン錠二百ミリグラムの有効性は、 の有用性の承認基準を充足していると考えてよいか。 承認基準を充足していると考えてよいか。 「医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性 また、 の確保等に アビ

1 \mathcal{O} 助言等を行っている」とあるが、具体的にどのような助言等をおこなっているか。 申 請 した企業に対して、 同部会における指摘や課題についての丁寧な説明や対応の方向性について 三

申請企業へ

の助言につい

2 前項の「申請した企業」に対する「対応の方向性」とは具体的にどういうことか。また、 「申請した

企業」は具体的にどう対応すればよいということか。

右質問する。